下記日本語仮訳はご参照のみで、中国語原文が基準となることをあらかじめご了承ください。

大連市人民代表大会常務委員会公告(第11号)

「大連市外商投資促進条例」が、2023年8月29日に大連市第17期人民代表大会常務委員会 第13回会議で採択され、2023年9月27日に遼寧省第14期人民代表大会常務委員会第5回会議で 承認されたので、ここに公布し、2023年12月1日から施行する。

大連市人民代表大会常務委員会

2023年10月9日

大連市外商投資促進条例

(2023年8月29日に大連市第17期人民代表大会常務委員会第13回会議で採択、2023年9月27日に遼寧省第14期人民代表大会常務委員会第5回会議で承認)

第一条 外商投資を促進し、本市のより高いレベルの対外開放を推進し、質の高い発展を 実現するために、『中華人民共和国外商投資法』『中華人民共和国外商投資法実施条例』な どの法律、行政法規に基づき、本市の実際と結びつけ、本条例を制定する。

第二条 本市の行政区域内における外商投資促進活動に本条例を適用する。

第三条 本市は、外商投資の参入前において内国民待遇とネガティブリストによる管理制度を全面的に実施する。外商投資参入ネガティブリスト以外の分野において、市、区(市)県人民政府及びその部門は外商投資に対して参入制限又は禁止措置を設けてはならない。

本市は、国の規定に基づき、設立、運営、処分などの各段階で、外国投資家及びその投資に与える待遇は、類似の状況下で本国投資家及びその投資に与える待遇を下回らない。

第四条 本市は、国の対外開放の全体的な配置に基づき、ハイレベルの国際投資貿易通行規則を基準として、商品と要素の流動型開放から、規則、規制、管理、基準などの制度型開放への拡大を推進し、地域ポータルの開放機能を絶えず強化し、北東アジア国際海運センター、北東アジア国際物流センター、地域金融センターの建設を加速し、北東アジア向けの開放協力の新たな最前線を構築する。

第五条 市及び区(市)県人民政府は、外商投資促進業務に対する指導を強化し、外商投資促進政策措置を制定し、外商投資協調メカニズムを確立かつ健全化し、外商投資業務における重要な問題を適時に協調し、解決しなければならない。

市人民政府の商務、発展改革主管部門は、職責に応じて分業し、本行政区域内の外商投資促進業務に責任を負う。区(市)県人民政府の外商投資促進業務を主管する部門は、本行政区内の外商投資促進業務に責任を負う。

市及び区(市)県人民政府のその他の関係部門は、それぞれの職責範囲内で、外商投資促進に関連する業務を確実に行う。

行政管理機能を有する市人民政府の出先機関等は、授権に基づき、区域内の外商投資促進 業務の管理に責任を負う。

第六条 市及び区(市)県人民政府は、専門機関、商会、協会及び企業などが共同で参加 する政府主導による外商投資促進サービスシステムを確立かつ健全化し、外国投資家、外商 投資企業に全方位で精度が高い投資促進サービスを提供しなければならない。

第七条 市人民政府は、外商投資促進サービス情報プラットフォームを構築し、外商投資に関する法律、法規、規則、規範文書、政策措置を収集し、業界動向、投資促進プロジェクト情報などを公表し、オンラインとオフラインを連携して投資情報、プロジェクトマッチング、投資連携などのサービスを提供しなければならない。

外商投資促進サービス情報プラットフォームは、多言語情報サービスを徐々に拡大しなければならない。

第八条 市人民政府の商務主管部門及び区(市)県人民政府の外商投資促進業務を主管する部門は、関係部門と共に定期的に本行政区域の外商投資指針、投資環境白書などの外商投資ガイドラインを作成し、中国語・英語・日本語・韓国語などの多言語で公布し、適時に更新しなければならない。

外商投資のガイドラインには、本行政区域の経済社会の基本状況、重点発展産業、投資優勢分野などの投資環境の紹介、投資事務ガイドライン、投資プロジェクト情報及び関連データ情報などの内容が含まれていなければならない。

第九条 市、区(市)県人民政府及びその関係部門は、政府資金の手配、土地の供給、税金の減免、資質許可、基準の制定、プロジェクトの申告、人的資源政策などの面で、法に基づいて外商投資企業と内資企業を平等に扱わなければならず、外商投資企業に対する差別的な政策措置を制定又は実施してはならない。

外商投資企業は、本市の公共資源取引プラットフォームを通じて、法に基づいて政府調達、 入札募集と応札、土地の払下、財産権取引などの活動に平等に参加する。

第十条 本市は、外商投資企業が法に基づいて地方基準の制定、改正に平等に参与することを保障する。市場監督管理部門及び関係部門は、法に基づいて地方基準の制定、改正の全過程の情報を公開し、外商投資企業が地方基準の起草に関連する業務や基準の翻訳及び基準の国際化協力などに参加するための便宜と指導を提供しなければならない。外商投資企業の代表が全国専門標準化技術委員会に参加することを奨励する。

外商投資企業の生産経営と密接に関連する地方基準を制定、改正する場合には、便利かつ 効果的であることを原則として、多種類の方法で外商投資企業の意見を求めなければならない。

第十一条 市及び区(市)県人民政府は、都市推薦、区域推薦、産業推薦、プロジェクト計画、集中契約などの多種類の形式を採用し、国内外の商会、協会、専門投資誘致会社、仲介機関、金融機関などの社会化、市場化した投資誘致力を十分に利用し、インターネット、ビッグデータ、クラウドプラットフォームなどの技術を運用し、投資環境と協力プロジェクトの宣伝と推薦に力を入れ、革新的に投資促進業務を展開しなければならない。

各種類の投資促進機関による投資促進活動及び大型国際活動との連携を推進することを奨励し、国内外で投資促進業務を展開し、投資誘致ルートを広げ、投資誘致の質を高める。

市人民政府の商務主管部門は、市人民政府の外事部門と共に国外で展開する外商投資促進活動に対して統一的な計画、指導、サービスを行い、事後の投資誘致成果を追跡しなければならない。

第十二条 本市は、国際友好都市、友好組織及びその他の国外の都市、地区及び組織との 投資経済貿易分野における交流と協力を強化する。

市及び区(市)県人民政府は、海外投資促進機関との連絡を強化し、投資促進協力関係を確立し、投資促進機関が市、区(市)県との連携を強化するよう誘導し、各区域の産業ポジ

ションに基づいてプロジェクトの推薦、促進、着地などのサービスを確実に行わなければならない。

第十三条 市人民政府及びその関係部門は、中国国際輸入博覧会、中国国際デジタル・ソフトウェアサービス交易会、遼寧国際投資貿易商談会及び世界経済フォーラムなどの経済貿易に協力する重大な活動を十分に利用し、外国投資家、外商投資企業が本市との情報交流、産業協力及びプロジェクト連携などを行うためのプラットフォームを構築し、対外投資誘致資源ネットワークを開拓しなければならない。

第十四条 市人民政府の商務主管部門及びその他の関係部門は、資金、人材、物流、通関などの利便化措置を継続的に革新することを通じて、外国投資家が本市に多国籍企業の地域本部及び本部型機構を設立することを奨励し、その業務集積、開拓機能を支持して、アジア太平洋本部、グローバル本部に昇格することを奨励しなければならない。多国籍企業の地域本部と本部型機構の設立は、関連する政策により支持される。

外国投資家が本市に投資性会社を設立することを奨励し、投資性会社が法に基づいて投資 活動を展開することを支持し、その持分取引、資金の出入などに便宜を提供する。

第十五条 外商投資企業が本市に研究開発センターを設立することを支持する。多国籍企業が本市の企業、科学研究機関、大学と共同研究開発センターを設立し、共同で技術研究開発及び産業化応用を展開することを支持する。研究開発センターの設立は、関連する政策により支持される。

第十六条 外国投資家が市及び区(市)県の重点発展産業内のプロジェクトに投資する場合、市及び区(市)県人民政府は法定の権限の範囲内で関連費用の減免、土地使用指標の保障などの奨励措置を制定することができる。

第十七条 市及び区(市)県人民政府は、本行政区域の重点発展産業と外商投資優勢分野を取り巻く産業配置を整備し、関連付帯産業の発展を促進し、産業集積を推進し、外商投資企業の競争力を強化しなければならない。

第十八条 外国投資家が出資による持分参入、持分買収、転換社債引き受け、持分置換などの方式を通じて、本市の国有企業改革に参与することを支持する。

第十九条 外国投資家がその中国国内での投資収益をもって中国国内での投資を拡大した場合には、国の関連規定に従って関連する税収優遇政策を享受する。

外国投資家が配当された利益をもって国内居民企業が引受けた登録資本金を補充して払込み、払込資本金又は資本準備金を増加させた場合、前項の税収優遇を享受するほか、関連する扶助政策をも享受することができる。

第二十条 市及び区(市)県人民政府は、法定の権限内で外商投資促進インセンティブ措置を制定し、本行政区域の経済発展の促進、就業の拡大、技術革新の推進などの面で際立った貢献をした外商投資企業、並びに外商投資促進業務に際立った貢献をした単位及び人員に対して奨励を与えることができる。

第二十一条 市、区(市)県人民政府及びその関係部門は、外商投資企業との政府・企業コミュニケーションメカニズムを確立かつ健全化し、実地訪問、座談会、オンラインなどの方式を通じて外商投資企業の意見・提案を幅広く聴取し、企業が生産経営活動において直面する問題を適時に了解し、その解決を支援しなければならない。

第二十二条 市及び区(市)県人民政府の商務主管部門は、関係部門と共同で重大外商投資プロジェクト追跡サービスメカニズム及び重点外商投資企業連絡制度を確立かつ健全化し、重大プロジェクト及び重点企業専門のサービススタッフを配置し、台帳管理を実施し、参入、計画、土地使用、環境保護、エネルギー使用、建設、外貨などの事項を統一的に計画し、推進することにより、プロジェクトの導入を支持し、企業の発展にサービスしなければならない。

第二十三条 大連に所在する金融機関が外商投資企業に多ルートの融資サービスを提供することを奨励する。大連に所在する金融機関は、国のクロスボーダー融資管理政策に基づき、外商投資企業の人民元・外貨のクロスボーダー融資の展開に相応の利便性を提供し、外商投資企業の融資コストを低減させる。

第二十四条 市人民政府及びその関係部門は関連規定に基づき、外国の革新創業人材、専門技能人材、ハイレベル人材及びその家族の本市での出入国、停留滞在に便宜を提供しなければならない。

外商投資企業と本市の大学、職業大学、職業訓練機関が複合型産業人材育成協力を展開し、 企業の発展ニーズに応じて指向性人材を育成することを奨励する。

第二十五条 市及び区(市)県人民政府の司法行政主管部門は、渉外法治人材の育成を強化し、法律サービス専門機関が高い質で外国投資家、外商投資企業の法律サービス需要を満足させるよう奨励し、誘導しなければならない。

第二十六条 本市は、法に基づいて外国投資家、外商投資企業の知的財産権を保護し、行政、司法、仲裁、調停など部門を超えた知的財産権の迅速な協同保護メカニズムの建設を推進し、司法と行政法執行の知的財産権保護システムを絶えず改善し、外国投資家、外商投資企業の知的財産権を侵害する行為を法に基づいて処罰する。

第二十七条 市、区(市)県人民政府及びその関係部門は、外商投資企業に対する行政検査活動を規範化し、安全生産、環境保護、製品品質などの企業に関連する法執行検査事項を統一的に計画しなければならない。信用状況の良好な外商投資企業に対しては、法により日常又は特定項目の検査において検査頻度を合理的に下げることができる。

第二十八条 本市は、外商投資分野の政務における誠実信用の確立を強化しなければならない。

市、区(市)県人民政府及びその関係部門は、法定権限内で外国投資家、外商投資企業に対して法に基づいて行った書面による政策性承諾、及び法に基づいて締結した各種の契約を履行しなければならず、行政区画の調整、資金不足、政府の交代、機関又は職能の調整及び関連責任者の交代などを理由に違約、契約破棄してはならない。国の利益、社会公共利益のために政策性承諾、契約約定を変更する必要がある場合には、法定の権限と手順に基づいて行い、かつ法に基づいて外国投資家、外商投資企業が蒙った損失を補償しなければならない。

市、区(市)県人民政府及びその関係部門は、法定の権限を超えたことにより承諾、契約が無効とされ、又は履行することができない場合には、法に基づいて法的責任を負わなければならない。

第二十九条 市、区(市)県人民政府及びその関係部門は、本行政区域で外商投資クレーム業務メカニズムを確立かつ健全化しなければならない。

市及び区(市)県人民政府は、本行政区域の外国投資家、外商投資企業のクレームを受理するために指定した部門又は機関(以下、「クレーム業務機関」という)を社会に公布しなければならない。クレーム業務機関は、クレーム処理の規則、クレーム申し立ての方法、クレーム処理の期限などの事項を明確にし、社会に公布しなければならない。

第三十条 本市は、調停、仲裁、行政裁決、行政再審議、訴訟などの相互に接続した多元 並列型の紛争解決メカニズムを確立かつ整備し、外商投資企業に効率的で便利な紛争解決ル ートを提供する。 本市において法に基づいて設立された仲裁機関の体制とメカニズムの革新の深化を支持し、 法に基づき、かつ国際仲裁慣例を参考にし、外商投資に適した仲裁規則を整備し、仲裁の国 際化レベルを高め、公正、独立、専門、効率的な仲裁サービスを提供する。

第三十一条 香港特別行政区、マカオ特別行政区、台湾地区の投資家及び国外に定住する 中国公民の本市における投資促進活動は、本条例を参照して実行する。法律、行政法規又は 国務院が別途規定している場合には、その規定に従う。

第三十二条 本条例は、2023年12月1日から施行する。